

家族信託 相談事例

相続アドバイザー協議会 認定会員

18期生 長尾影正

長尾影正プロフィール



★資格・所属★

行政書士

宅地建物取引士

家族信託専門士

家族信託コーディネーター

2級ファイナンシャル・プランニング技能士

公認不動産コンサルティングマスター

NPO法人相続アドバイザー協議会 認定会員

(一社) 家族信託普及協会 会員

(一社) 終活カウンセラー協会 会員

NLP上級スキルマスター

1974年7月生まれ、湯河原町出身、小田原市在住。

妻：明日香（昭和55年4月生）、長男：皇成（平成22年3月生）の3人家族

1998年、熱海市の不動産会社に就職

2000年、小田原市の不動産会社に転職

2008年、不動産会社「住まいる株式会社」を設立

2009年、NPO法人相続アドバイザー協議会に入会

2013年、行政書士事務所を開業

2015年、一般社団法人家族信託普及協会に入会

2016年、家族信託専門士となる

専門業務：財産や不動産の生前対策・相続対策

空き家などの不動産の売却 など

2023年2月22日発売
Amazonランキング1位



2024年8月28日発売



セミナーアンケート

〔不安〕 遠方に母が一人暮らしです。物忘れも多くなり、認知症でも心配になってきました。財産があるわけではありませんが、自宅(母の土地)の売却が心配なので、家族信託のことを考えていました。また、知りたかったです。

大変良くわかりました。

※ 以前、南民柄の法律相談にも参加したんですが、家族信託のことはよくなくて、後見制度の話を主となっていて、逆に不安が多くなった印象が強^{かった}いです。

セミナーアンケート

両親が高齢になり、不動産売却を予定していましたが、
母の判断能力が低下してしまい、不可能になって、本当に困って
います。成年後見人をつけることか、教えてもらえず、~~後~~
いろいろ調べて、大変そうだなと、感じていました。
以前、TV番組で、家族信託について、やっていました~~か~~みて、
今日、とても、わかりやすく、教えていただき、ありがとうございます。
もっと早く、知っていれば、と、強く思っています。

ケース1 老後の財産管理と自宅売却に備える

相談者： 55歳男性



預金
1,500万円



自宅
1,500万円



父 死亡



母86歳
小田原市在住



長女60歳
小田原市在住



長男55歳
厚木市在住

- ◆ 父は数年前に亡くなり、母が財産を相続しました。
- ◆ 母は老人ホームに入居しており、自宅は空き家です。
- ◆ 母の判断能力に衰えが見え始め、また、足腰が悪く車イス生活のため、自分で銀行に行くことができません。
- ◆ 将来、状況に応じて自宅を賃貸したり売却することを検討してるが、今後、母の健康状態がどうなるか分からないため、お子さんたちが契約締結等の手続きを行うようにしたい。
- ◆ 長女は母の生活の手伝いに専念したいため、手続きや報告が面倒な後見制度は利用したくないと考えています。

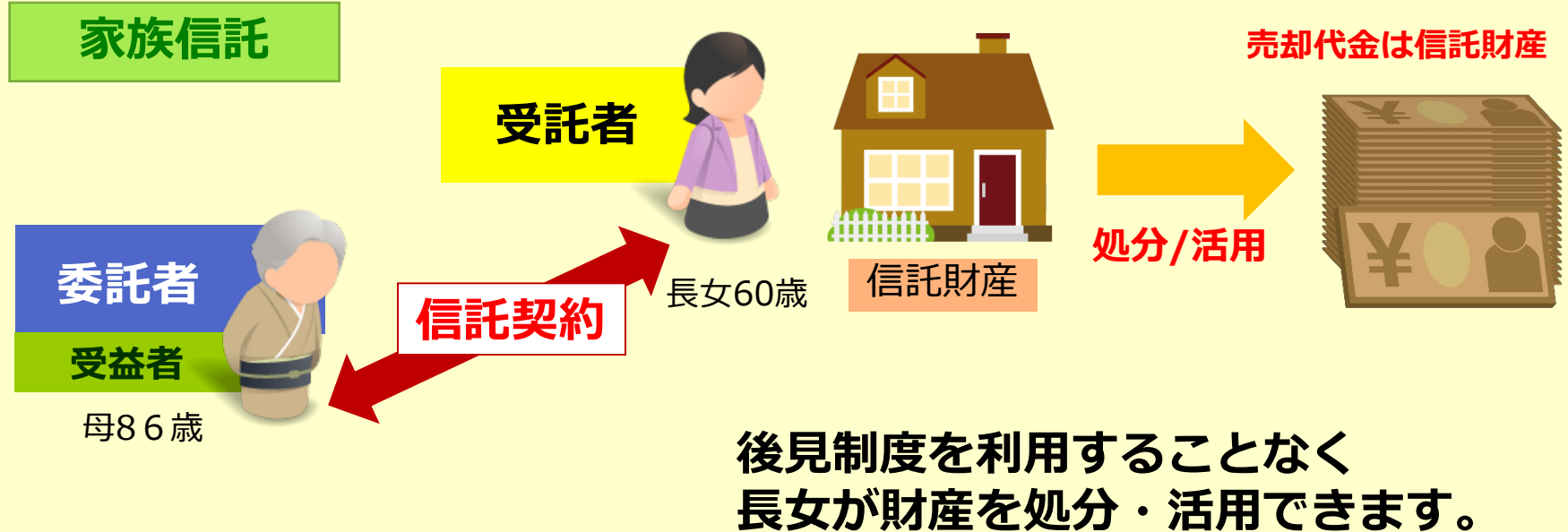
一般的な手法のメリットと問題点

対策案

手法（選択肢）	メリット	問題点	評価
金融機関の 代理人カード作成	<ul style="list-style-type: none">・本人に代わって入出金ができる・無料で利用できる	<ul style="list-style-type: none">・対応していない金融機関もある・本人の意思確認が取れなくなると、使用できなくなる場合もある・不動産の売却には対応できない	
法定後見	<ul style="list-style-type: none">・判断能力を喪失したあとの財産管理・契約行為・行政手続きなどを行う	<ul style="list-style-type: none">・家庭裁判所の手続きが必要・弁護士、司法書士が後見人または後見監督人が就任すると報酬がかかる・自宅を売却する際に家庭裁判所の許可が必要	
任意後見契約	<ul style="list-style-type: none">・判断能力を喪失した際に、予め契約していた者が任意後見人となる	<ul style="list-style-type: none">・弁護士、司法書士が任意後見監督人に就任し報酬がかかる・定期的に収支報告の提出が必要	
遺言書	<ul style="list-style-type: none">・死亡後の財産の承継先を指定できる	<ul style="list-style-type: none">・お母様のご存命中の財産管理の対策にならない・作成時に費用がかかる（約20万円）	
家族信託 (信託財産の管理権限)	<ul style="list-style-type: none">・家族間での財産管理が可能・財産の承継先を指定できる	<ul style="list-style-type: none">・効力が及ぶのは信託した財産のみ・身上監護権はない・契約時に費用がかかる（約80万円）	

ケース1

老後の財産管理と自宅売却に備える



- ☑ 母が判断能力を喪失しても、長女による財産管理・処分が可能
- ☑ 後見制度と違い、柔軟な財産管理が可能となります
- ☑ 面倒な家庭裁判所の手続きや収支報告が不要で、長女の労力が軽減されます
- ☑ 家庭裁判所の許可を得ることなく、母に代わって長女が自宅を売却できます



家族の負担が軽減され、安心して生活を送ることができるようになりました！

ケース2

認知症の配偶者に財産を遺す

相談者： 58歳男性

- ◆母が認知症で判断能力が低下しています
- ◆父は自宅と預金を母に遺すつもりです
- ◆将来、状況に応じて自宅を売却することを視野に入れています



父83歳
藤沢市在住



母80歳
藤沢市在住
認知症



長男58歳
平塚市在住



長女56歳
秦野市在住



★問題・課題

- 父の高齢化
- 父死亡時の遺産分割協議
- 相続後の母の財産管理

ケース2 認知症の配偶者に財産を遺す

何も対策をしないと…



父83歳



母80歳
認知症



長男58歳



長女56歳

★父の遺産について、母・長男・長女の3人で**遺産分割協議が必要**

→ 母に判断能力がないと、**遺産分割協議ができません！**

⇒ **母に後見人をつけることに！**

司法書士



本人の意思確認が必要です！

★母が認知症の場合、後見人をつけないと遺産を相続できません！

ケース2

認知症の配偶者に財産を遺す

公正証書遺言



長男



母の面倒を見ることを条件として長男に財産を相続させる

財産



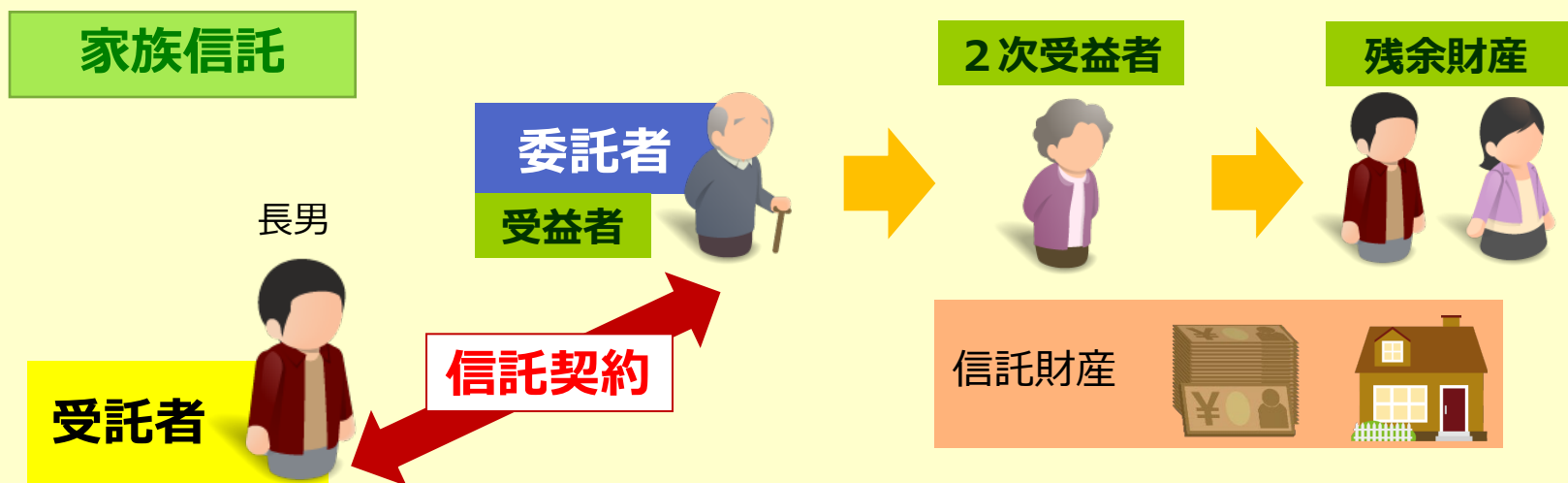
母



- ☒ 遺産分割協議が不要になり、母に意思判断能力がなくても後見人をつけずに相続できます。

遺言の問題点

- 父の高齢化の対策にはならない



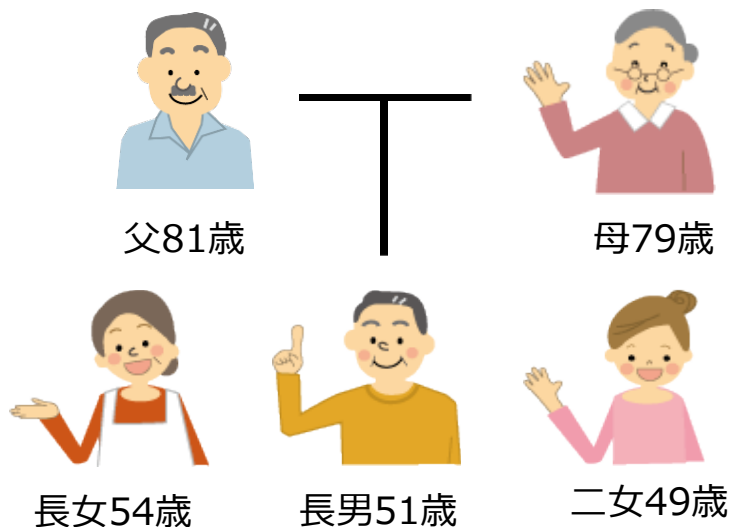
- ☑ 父死亡後、後見人をつけずに相続をすることができます。
- ☑ 母が相続した財産については「配偶者の税額軽減」が適用できます。
- ☑ 母が相続した財産を長男が引き続き管理をします。
- ☑ 家庭裁判所の許可を得ることなく長男が自宅を売却することができます。

家族信託をしておけば、安心して財産を遺すことができます！

ケース3

S家の家族信託契約事例

家族構成



現在の状況

- 父が経営していたリフォーム会社を長男が引き継いでいます。
- 父所有の賃貸マンション兼自宅に、両親と長男夫婦が同居しています。
賃貸マンションの1階にリフォーム会社の事務所を構えています。
- 父は毎日の買い物や食事の支度などを担当。
年齢の割に若く見えるが、80歳を過ぎて体力の衰えを自覚。
そろそろ終活について考えるようになり、遺言書の作成などを検討し始めた。
- 母は2年前、大動脈解離の大出血から奇跡的に生還したが、その後うつ病を発症したり、
気力体力が急激に落ちた。最近は物忘れも増えてた。
- 二人の娘は結婚して別のところに住んでいます。

長男の不安



- 両親が高齢になってきた。
リフォームのお客様が認知症になってしまい、リフォーム代金の支払いができなくなってしまうということがあった。
それで自分の両親のことにも心配になってきた。
- 将来の相続で揉めることのないように準備しておきたい。

父の願い



- 自分の父の相続のときに兄弟間でもめてとても苦勞をしたが、
3人の子供たちにはそのような思いをさせたくない。
- 将来、自分が死んだら会社のある自宅を長男に引き継いで欲しい。
- もし、自分が病気等で倒れても、妻や家族に迷惑をかけること
のないようにしたい。

家族で話し合いをすることに！

家族会議



- 家族全員が集まって、今後の生活のこと、将来の相続のことについて、話し合いをしました。
- 父は自分が死んだら会社のある自宅を長男に引き継いで欲しいと二人の娘さんに伝えました。娘さんたちは、これまで父が頑張ってきた姿を見てきたので、快く了承してくれました。
- 長男は、今後の両親の生活のことが心配だと伝えました。
そして両親は、信頼している長男夫婦に財産の管理を任せることに。

家族の願いをかなえるために、家族信託をすることにしました！

父の喜び



- 家族が自分の想いを受け入れてくれてとても嬉しい！
家族信託の契約が無事に完了しホッと一安心。
その日は孫のバイト先で長男夫婦と焼き肉を食べました！
翌日には妻とお嫁さんに大きな花束をプレゼント！

長男の喜び



- 家族信託がキッカケとなって、今後の両親の生活のことや将来の相続のことを話し合うことができ、本当に良かった！



家族信託がキッカケになって、家族の絆が深まりました！